

香美町認定こども園等給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町に居住し、町外の認定こども園等に在園する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、当該認定こども園等で提供を受けた給食に要する経費（以下「給食費」という。）に対する補助金を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 在園児 香美町に住民登録があり、町外の認定こども園等に在園する法第19条第1号及び第2号に該当する子どもをいう。
- (3) 保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、在園児の保護者とする。ただし、給食費の未納がある者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、在園児の保護者が認定こども園等に支払った当該年度に係る給食費（月の支払額が4,500円を超えるときは、その月を4,500円として算出した額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月31日までに、香美町認定こども園等給食費補助金交付申請書（様式第1号）に給食費支払証明書（様式第2号）を添付して香美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、香美町認定こども園等給食費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、香美町認定こども園等給食費補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第8条 教育委員会は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) その他不正があったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行する。